ハラスメント防止について

大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部のすべての者が個人として尊重され、キャンパス・ハラスメントのない快適な環境において、学び・研究し・働く権利を保障することを目的とし、キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会を設置しています。

キャンパス・ハラスメントとは

本学の教員、職員及び学生(以下「構成員」という。)が、その権威、権限又は権力を 背景に、教育、研究、学習、職務遂行及び生活場面で他の構成員に不利益を与えることを いい、次に定めるものをいう。

(1) アカデミック・ハラスメント

: 教員が、単位認定、指導等の教育上の権威、権限又は権力を背景に、本学の教育、研究、学習及び生活場面で学生に不利益を与えることをいう。

(2) セクシュアル・ハラスメント

: 言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、修学又は課外活動上の関係を利用 して、相手を不快にする性的な言動等を行うことをいう。

(3) パワー・ハラスメント

: 教員、監督者又はこれに準ずる者がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し 難い地位にある者に対して、就業上、著しい不利益を与える行為又は業務を妨げ る行為をいう。

(4) その他のハラスメント

:上記ハラスメントの他、構成員相互の関係を利用して、相手に不利益を与えることをいう。

ハラスメントの相談について

ハラスメントの被害を受けたと感じたときは、ひとりで悩まず相談してください。 また、友人や知人がハラスメントで悩んでいるときには、相談するよう勧めてください。

| | 学生課 | 6号館1階 |
|---|-----|-------|
| ſ | 庶務課 | 本館7階 |